

## 沖縄県介護保険広域連合介護保険事業所における事故報告事務取扱要領

令和7年2月7日事務局長決裁

### 1 目的

この要領は、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、施設サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者、基準該当サービス及び離島等相当サービス事業者（以下「事業者」という。）が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を、沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）及び事故が発生した事業所の所在市町村（以下「所在市町村」という。）が把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として定める。

### 2 対象

事故報告の対象となる介護保険サービスは、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者、離島等相当サービス事業者が行うものとする。

### 3 報告の範囲

事業者は、次に該当する場合、報告を行うこととする。

#### (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

イ けがの程度については、医療機関で受診（施設医における診察を含む）を要したものとする。ただし、けが等はないが慎重を期すため受診し、特に異常がなかった場合はこの限りではない。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告すること。

オ 利用者が、事故によるけが等が原因で、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、速やかに報告書を再提出すること。

#### (2) 食中毒及び感染症等の発生

食中毒及び感染症等（ノロウイルス、インフルエンザ、疥癬等）の発生。

次の要件に該当する場合は、広域連合への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による（又はそれらによると疑われる）死亡者又は重篤な患者が一週間以内に二名以上発生した場合
  - イ 同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- (3) 職員の法令違反及び不祥事等の発生
- サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領などをいう。
- (4) 高齢者に対する虐待、若しくはそれが疑われる事例の発生
- 職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合
- (5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

#### 4 報告先

事業者は、3で定める事故が発生した場合は、広域連合、所在市町村及び利用者の家族、必要に応じて居宅介護支援事業者等へ報告すること。なお、報告には利用者の個人情報が含まれているため、その取扱いに十分注意すること。

#### 5 報告の方法

- (1) 事業者は、事故が発生した場合には、その事故の概要、処理の経過を含め、当該利用者の家族へ事故直後に電話等により連絡すること。広域連合及び所在市町村へは、別紙様式「事故報告書」（以下「報告書」という。）により、第1報は、少なくとも別紙様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策については、作成次第報告すること。
- (3) 他保険者の様式を用いる場合は、広域連合が定める報告書の項目を満たすこと。
- (4) 報告書の提出は、郵送又は電子メールのいずれかとする。ただし、広域連合以外の報告先においては、電子メールの提出について事前に確認し承諾を得ること。

#### 6 報告を受けた広域連合及び市町村の対応

(1) 事業者の事故に対する対応（一連の処理）の確認

報告を受けた広域連合は、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の状況に応じて必要な対応を行う。また、事業者への事実確認等において必要がある場合は、所在市町村は広域連合からの協力の求めに応じること。

(2) 関係機関等への報告及び連絡調整等

ア 県への報告等

指定基準違反のおそれがある場合又は以下の事由による事故の場合は、沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領に基づき、沖縄県へ報告するものとする。

(ア) 事故により利用者が死亡した場合

(イ) 利用者への身体拘束や虐待等が事故の原因となっていると思われる場合

(ウ) その他、事例を県内の他事業者に情報提供することにより、同様の事故の発生の防止に資すると思われる場合

イ 沖縄県国民健康保険団体連合会との連絡調整等

利用者及び家族から事業者の対応に関して苦情があった場合は、広域連合は適時事業者に事実確認を行うとともに、必要に応じて利用者・家族に対し、沖縄県国民健康保険団体連合会の苦情申立て制度を紹介のうえ、連絡調整を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年2月7日から施行する。  
(沖縄県介護保険広域連合介護保険事業者事故報告事務取扱要領の廃止)
- 2 「沖縄県介護保険広域連合介護保険事業者事故報告事務取扱要領」は廃止する。